

平成 29 年 10 月 31 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
(コード番号 8306)

株式会社三菱東京 UFJ 銀行
三菱 UFJ 信託銀行株式会社

グループの「機能別再編」に伴う吸収分割契約および事業譲渡契約締結に関するお知らせ

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（代表執行役社長 ^{ひらの のぶゆき} 平野 信行、以下「MUFG」）は、平成 29 年 5 月 15 日付「グループの『機能別再編』と子会社の商号変更について」（以下「平成 29 年 5 月 15 日付プレスリリース」）で、グループの「機能別再編」を行う旨を公表しております。

かかる「機能別再編」の一環として、三菱 UFJ 信託銀行株式会社（取締役社長 ^{いけがや みきお} 池谷 幹男、以下「信託銀行」）および株式会社三菱東京 UFJ 銀行（取締役頭取執行役員 ^{みけ かねつぐ} 三毛 兼承、以下「商業銀行」）は、信託銀行の国内本支店に記帳されている法人貸出等業務（※）を商業銀行に移管することに係る吸収分割契約を平成 29 年 10 月 31 日付で締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします（以下かかる吸収分割契約に基づく吸収分割を「本件分割」といいます。）。

また、信託銀行および商業銀行は、本件分割と併せて、信託銀行の海外拠点に記帳されている法人貸出等業務を商業銀行に移管することに係る事業譲渡契約を同日付で締結いたしましたので、併せてお知らせいたします（以下かかる事業譲渡契約に基づく事業譲渡を「本件事業譲渡」といいます。）。

※ 法人貸出の他、プロジェクト・ファイナンス、不動産ファイナンス等のプロダクト、貸出に関連する外国為替、送金等の業務ならびに信託銀行が受託する社債・特定社債・外債等に係わる全ての社債管理者および財務代理人・発行支払代理人の地位等を含みますが、不動産、年金や証券代行関連業務等を含みません。

記

1. 本件組織再編の目的

平成 29 年 5 月 15 日付プレスリリースに記載のとおり、MUFG は、国内外の構造変化や MUFG を取り巻く経営環境の変化を迅速に捉え、お客さまの多様化・高度化するニーズに対し、その期待を上回る価値を提供できる体制構築をめざし、グループの「機能別再編」を行うことを決定しております。

MUFG、商業銀行および信託銀行は、かかる「機能別再編」を実行に移す方法として、信託銀行の法人貸出等業務を商業銀行へ会社分割方式により移管することを前提に検討してまいりましたが、各国の法制等に鑑み、国内本支店に記帳されている法人貸出等業務については本件分割により、海外拠点に記帳されている法人貸出等業務については本件事業譲渡により、それぞれ移管することといたしました。

本件組織再編により、MUFG グループの法人貸出等業務は、商業銀行に一本化するとともに、

信託銀行は、グループの重要な成長領域である国内外の資産運用、資産管理業務を中心に、その高い専門性とグループの広大な顧客基盤を融合し、不動産、年金、証券代行、相続業務等に軸足を置いた「信託型コンサルティング&ソリューションビジネス」を展開していきます。

2. 本件分割の要旨

(1) 本件分割の日程

吸収分割契約承認取締役会（信託銀行および商業銀行）	平成29年10月30日
吸収分割契約締結	平成29年10月31日
吸収分割契約承認株主総会（信託銀行）	平成29年11月30日（予定）
本件分割効力発生日	平成30年4月16日（予定）

（注）本件分割は、商業銀行においては、会社法796条2項に定める簡易吸収分割に該当するため、株主総会の承認を得ることなく行います。

(2) 本件分割の方式

信託銀行を吸収分割会社とし、商業銀行を吸収分割承継会社とします。

3. 本件事業譲渡の要旨

(1) 本件事業譲渡の日程

事業譲渡契約承認取締役会（信託銀行および商業銀行）	平成29年10月30日
事業譲渡契約締結	平成29年10月31日
本件事業譲渡効力発生日	平成30年4月16日（予定）

（注）本件事業譲渡は、信託銀行において会社法467条第1項第2号括弧書きに定める簡易事業譲渡に該当するため、株主総会の承認を得ることなく行います。

(2) 本件事業譲渡の方式

ニューヨーク、ロンドン、香港およびシンガポールの各拠点ごとに、所管する法人貸出等業務に関する権利義務に係る事業譲渡契約を、信託銀行、商業銀行間で締結しております。

4. 今後の見通し

本件組織再編は、MUFGの100%子会社同士の吸収分割および事業譲渡であるため、MUFGの連結業績に与える影響は軽微です。

以 上